

投資顧問契約書（スポット会員）

（この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。）

商号又は氏名 _____ 様

商号 株式会社TODOKERU

住所 〒176-0012

東京都練馬区豊玉北5-1-14

ゴールドコート豊玉305

TEL 03-5946-9235

－契約にあたってのご注意－

1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

2. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

3. 契約の解除について

(1) この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

① お客様は、本契約書を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により投資顧問契約の解除を行うことができます。

電磁的記録により契約を解除する場合は、電子メールにより行ってください。

電子メールアドレス：info@ia-todokeru.com

② 契約の解除日は、書面の場合はお客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとなります。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）

をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。なお、入会金をお支払いいただいた場合は、全額お返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

① クーリング・オフ期間経過後にお客様が契約を解除する場合、当社がすでに提供した投資助言サービスについては返金を行いません。

4. 投資助言サービスのプランについて

当社の投資助言サービスには「スポット会員」制度があり、お客様はそのサービスとしてセカンドオピニオンサービスまたは銘柄相談サービスをご利用いただけます。いずれのサービスも、利用回数に制限はありません。

_____ 様（以下「甲」という。）と株式会社TODOKERU（以下「乙」という。）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本投資顧問契約」という。）を締結した。

（投資顧問契約の締結）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本投資顧問契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

(助言の内容及び方法)

第2条 乙は、国内の有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

(1) セカンドオピニオンサービス

甲が保有する他社運用資産その他の金融資産に関する状況や投資方針について、甲からの相談に基づき、乙が1時間単位の面談により意見・助言を提供する。

(2) 銘柄助言サービス

甲が指定する有価証券銘柄について、乙が分析を行い、その投資判断に関する意見・助言を提供する。

(3) いずれのサービスも、助言の提供は、面談、電話、電子メールその他乙が適切と認める方法により行う。

2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

分析等の業務を行う者	下田 祐樹
助言の業務を行う者	下田 祐樹
乙への連絡方法	
電話番号	03-5946-9235
電子メールアドレス	info@ia-todokeru.com
公式LINE	https://lin.ee/6Kn6jsf

(秘密の保持)

第3条 乙は、本投資顧問契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資助言サービスの内容を第三者に洩らし、又は乙の承諾なくして乙の投資助言サービスを第三者と共有してはならない。

(報酬の額及び支払いの時期)

第4条 本投資顧問契約により甲が支払う報酬の額は、次のとおりとする。

(1) セカンドオピニオンサービス

1時間あたり22,000円(税込)とする。

(2) 銘柄相談サービス

1銘柄あたり5,500円(税込)とする。

2 支払い方法は、乙指定のクレジットカード決済又は甲が乙指定の下記いずれかの銀行口座宛てに振り込む方法とする（振込手数料は甲負担とする）。

記

振込先1：三井住友銀行（0009） 支店名：練馬支店（064）
口座種別：普通預金口座
口座番号：7300858 口座名：カ）トドケル

振込先2：住信SBI銀行（0038） 支店名：法人第一支店（106）
口座種別：普通預金口座
口座番号：1901833 口座名：カ）トドケル

（運用の責任等）

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

3 甲が、有価証券等の注文執行を誤発注した際、乙は一切責任を負わないものとする。

（契約期間）

第6条 本投資顧問契約に基づく契約期間は、次のとおりとする。

_____年_____月_____日（契約成立日） ～ _____年_____月_____日

2 契約期間中において、甲からの依頼に基づき乙が投資助言サービスを提供する場合、その都度、第4条（報酬の額及び支払いの時期）に従い報酬を精算するものとする。

（乙による任意解除権）

第7条 乙は、甲に関して乙が実施する取引審査及び取引時確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に定義されるものをいう。）の結果、甲に対する投資助言サービスの提供が適切でないと乙が合理的に認めた場合、甲に対する何らの催告を要せずして、本投資顧問契約を解除することができる。

2 前項に基づき本投資顧問契約が終了した場合、乙は、本投資顧問契約に基づき甲から受領済みの報酬を遅滞なく甲に返還するものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第8条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本投資顧問契約を解除することができる。

- (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
- (2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4 前項の規定により本投資顧問契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(契約書の事項の変更)

第9条 本投資顧問契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第10条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(準拠法・合意管轄)

第11条 本投資顧問契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本投資顧問契約に関して紛争が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

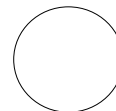
(契約外事項の協議)

第12条 本投資顧問契約に定めのない事項又は本投資顧問契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本投資顧問契約締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

甲

ご捺印



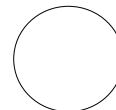
乙

〒176-0012

東京都練馬区豊玉北5丁目1-14 ゴールドコート豊玉305

株式会社 TODOKERU

代表取締役 下田 祐樹



【社用欄】

受入方法	受入日	受付者	管理者印
<input type="checkbox"/> 面談 (場所:) <input type="checkbox"/> 郵送	年 月 日		

保存7年間